

小簡易専用水道の手引き

平成26年4月1日

神栖市生活環境部環境課

目 次

I	はじめに	1
II	小簡易専用水道とは	1
III	小簡易専用水道	2
IV	汚染事故等の緊急時の措置汚	4
	その他		
	・小簡易専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度	5
	・水道施設点検表（小簡易専用水道）	6

I はじめに

一般に「水道」と言われているものは、「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

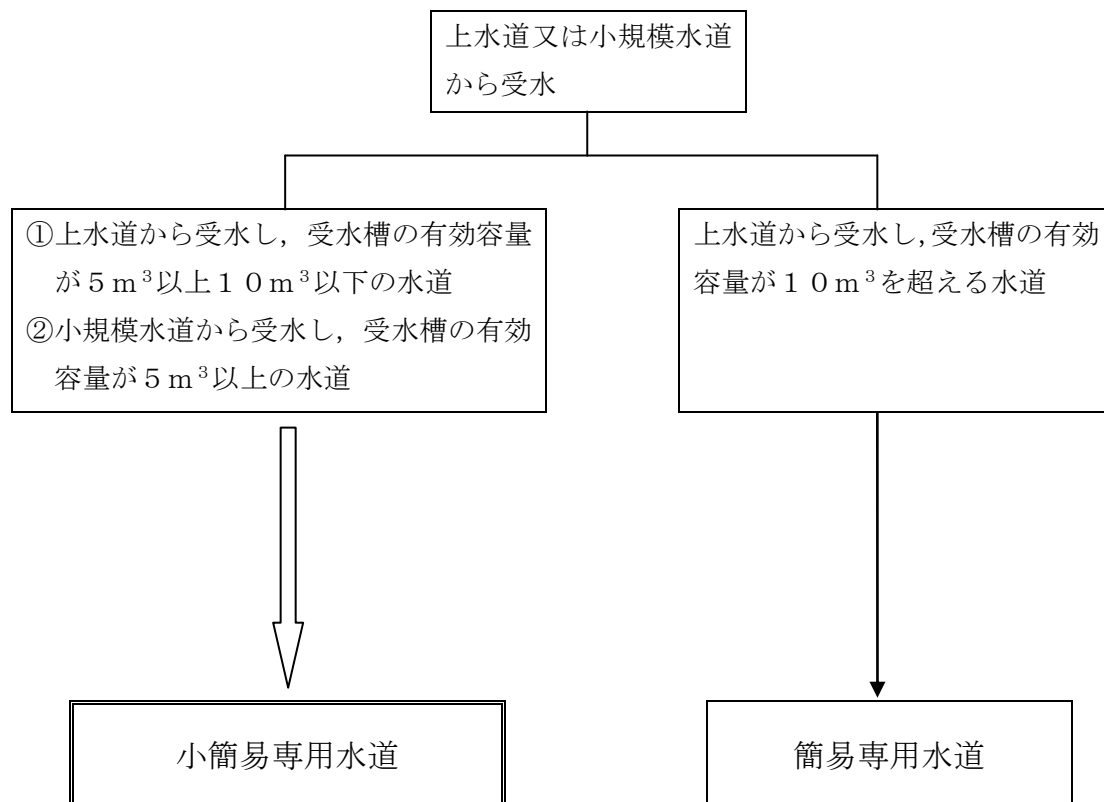
しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から「神栖市小規模水道等に関する条例」を制定し、水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

II 小簡易専用水道とは

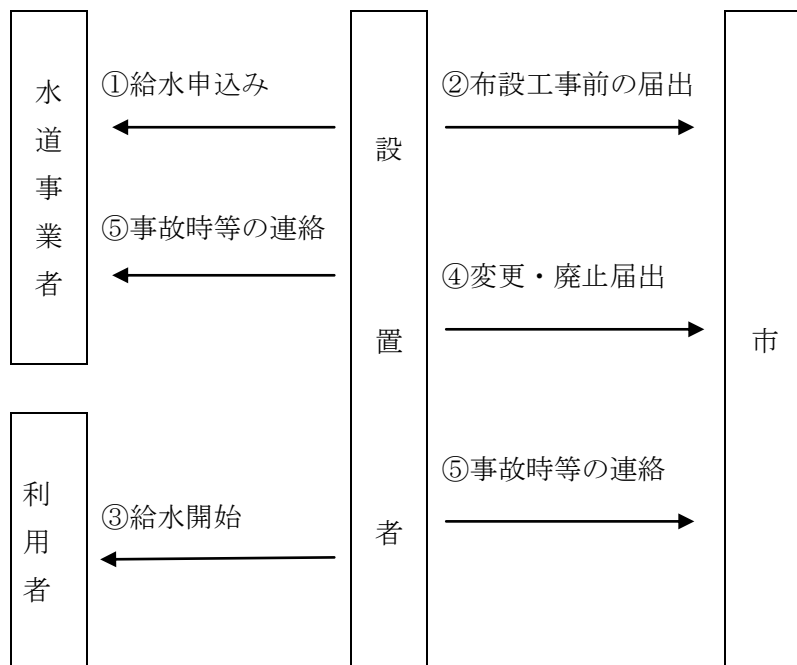
小簡易専用水道とは、市の水道事業（上水道）又は小規模水道から供給を受ける水のみに水源とする水道で、以下の水道を言います。

- (1) 市の水道事業（上水道）から供給を受け、受水槽の有効容量が 5 m^3 以上 10 m^3 以下の水道
- (2) 小規模水道から供給を受け、受水槽の有効容量が 5 m^3 以上の水道



Ⅲ 小簡易専用水道

小簡易専用水道の設置者のすること



1 市への届出等

(1) 新設工事をする場合出

小簡易専用水道の設置工事に着手する前に、所定の「小簡易専用水道布設工事届」を市に届けてください。

(2) 管理責任者の届出

小簡易専用水道の設置者は、当該水道について「管理責任者」を置かなければなりません。管理責任者を設置したときは「小簡易専用水道管理責任者設置届」により、遅滞なく市に届けてください。

(4) 変更する場合

設置者（管理責任者）の氏名や住所が変更になった場合は「小簡易専用水道設置者（管理責任者）変更届」、水道施設の規模の縮小・拡大をしようとする場合は「小簡易専用水道届出事項変更届」による届出が必要です。

(5) 廃止する場合

小簡易専用水道を廃止する場合は「小簡易専用水道廃止届」による届出が必要です。

2 維持管理

小簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模水道のような施設基準はありませんが、条例に基づいた水質基準や管理基準は遵守しなければなりません。

(1) 管理体制の整備

管理にあたっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の清掃や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず保存してください。

(水道施設点検表については6ページのとおりです)

(2) 残留塩素の保持

原水はすでに消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定はとくに義務づけられていませんが、随時測定し、残留塩素が確認されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端で遊離塩素を0.1mg/l以上保持するようにしなければなりません。

(3) 施設管理

(ア) 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときはすみやかに補修・改善してください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

(ア) 日常の管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の概観検査に注意し、異常を感じた場合はすみやかに水質検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

1年以内に1回定期的に水質検査を行ってください。

(水質検査項目及び検査頻度については5ページのとおりです)

(5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。

IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、速やかに次のような措置をとってください。

- (1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び必要に応じ潮来保健所へ連絡し指示に従ってください。
- (2) 汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、市の指導に従ってください。

小簡易専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

番号	検査項目	基準値	小簡易専用水道
			通年
1	一般細菌	100個/m ³ 以下	○
2	大腸菌	検出されないこと	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	
21	塩素酸	0.6mg/l以下	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	
26	臭素酸	0.01mg/l以下	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	
40	蒸発残留物	500mg/l以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	
45	フェノール類	0.005mg/l以下	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	○
48	味	異常でないこと	○
49	臭気	異常でないこと	○
50	色度	5度以下	○
51	濁度	2度以下	○
検査項目数			10

水道施設点検表（小簡易専用水道）

点検事項		点検項目		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
ポンプ設備等	ポンプ等の状態	1	ポンプ室内は清潔に保持しているか													
		2	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか													
		3	ポンプから水漏れしていないか。(グラントパッキンの交換)													
受水槽・高置水槽の概観検査	水槽周囲の状態	4	関係者以外の立入禁止措置を講じているか													
		5	水槽の周囲は清潔に保持しているか													
	水槽本体の状態	6	亀裂・漏水箇所がないか													
		7	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか													
		8	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか													
		9	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か													
		10	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か													
		11	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか													
	水槽内部の状態	12	清掃は年1回定期に行われているか													
		13	水中及び水面に異常な物質がないか													
		14	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常にないか													
15		給水施設以外の配管設備等が設置されていないか														
その他	色	16	水に異常な色が認められないか													
	濁り	17	水に異常な濁りが認められないか													
	臭味	18	水に異常な臭気及び味が認められないか													
	残留塩素	19	残留塩素は0.1mg/l以上保持されているか													

判定基準（○：良好 △：不十分 ×：不良）